

東京都災害復旧資金融資(東日本大震災)の概要

都は、東日本大震災により直接被害を受けた都内全域の中小企業者を対象とし、その事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施しています。本融資は、都制度融資における最優遇金利を適用し、保証料の全額を補助するとともに、融資実行から1年間の利子補給を行います。

記

1 融資対象者

東日本大震災により直接の被害を受けた都内全域の中小企業者

2 融資条件

- (1) 資金使途 事業の再建に必要な資金(運転資金・設備資金)
- (2) 金額 1企業(組合) 8,000万円以内
- (3) 融資期間 運転・設備資金 10年以内(据置期間2年を含む。)
- (4) 融資利率 年1.5%
- (5) 信用保証料 東京都が全額補助
- (6) 利子補給 (対象期間)貸付実行から1年間
(利子補給額)融資利率のうち0.5%相当額を補給
- (7) その他 区市町村長等が発行する罹災証明等が必要です。

3 実施期間

平成23年3月15日～平成23年9月11日(貸付実行分まで)
→24年3月31日(貸付実行分まで) 取り扱いを延長

4 受付場所

取扱指定金融機関
東京信用保証協会
東京都各支庁
東京都産業労働局金融部金融課